

## □ 平成30年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」並びに「同法施行規則」の示すことに基づくほか、次により行う。

- ・ 学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、県教育委員会の提供する採択参考資料を活用するとともに、児童生徒や地域の実態等を考慮し、十分な調査研究の下に採択を行う。
- ・ 採択地区の市町村教育委員会（市町村の組合を含む。以下同じ）は、地区採択協議会を設け、教科に関する専門的な観点から調査研究を実施し、採択を行う。
- ・ 採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行う。

### 1 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、児童に生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育む内容や形式になっているか。

#### (1) 内容

- ① 内容が学習指導要領に示された目標を実現させるために、適切なものであること。
  - ・ 基礎的・基本的な内容及びこれらを活用して課題を解決する体験的な学習や問題解決的な学習の内容が、適切に取り上げられていること。
  - ・ 言語活動を充実する学習が進められるように配慮がなされていること。
- ② 内容の程度が児童の実態に応じていること。
  - ・ 心身の発達段階に適応しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮を欠くところのないこと。
  - ・ 学年間の関連が配慮され、児童の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
  - ・ 発展的な学習内容についての扱いが適切であること。
- ③ 内容の構成・配列が適切であること。
  - ・ 系統的、発展的に構成されており、その組織及び相互の関連は適切であること。
  - ・ 自主的、自発的な学習が進められるように配慮がなされていること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るように配慮されていること。
  - ・ 各地域の実態や児童の生活に広く適応できるように工夫されていること。

#### (2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
  - ・ 表現が児童にとって分かりやすいこと。
  - ・ 文字、用語、記号、単位等の表記が適切であること。
  - ・ 統計資料、挿絵、写真、図表、地図等が信頼性のある適切なものであること。
- ② 学習に必要な資料への配慮が適切になされていること。
  - ・ 資料が学習内容の理解や問題の解決に役立ち、学習意欲を喚起するように工夫され、活用されやすいものであること。

## 2 中学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、生徒に生きる力を育むことを目指し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う内容や形式になっているか。

### (1) 内容

- ① 内容が学習指導要領に示された目標を実現させるために、適切なものであること。
  - ・ 問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習の内容が、適切に取り上げられていること。
  - ・ 言語活動を充実する学習が進められるよう配慮されていること。
  - ・ 情報モラルや現代的な課題について学習ができるよう配慮されていること。
- ② 内容の程度が生徒の実態に応じていること。
  - ・ 心身の発達段階に適応しており、心身の健康や安全及び健全な情操の育成に必要な配慮を欠くところのないこと。
  - ・ 学年間の関連が配慮され、生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③ 内容の構成・配列が適切であること。
  - ・ 系統的、発展的に構成されており、相互の関連は適切であること。
  - ・ 道徳的実践につなげられるよう配慮されていること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るよう配慮されていること。
  - ・ 各地域の実態や生徒の生活に広く適応できるよう工夫されていること。

### (2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
  - ・ 表現が生徒にとって分かりやすいこと。
  - ・ 文字、用語、記号等の表記が適切であること。
  - ・ 挿絵、写真等が適切なものであること。
- ② 学習に必要な資料への配慮が適切になされていること。
  - ・ 資料が学習内容の理解や問題の解決に役立ち、学習意欲を喚起するように工夫され、活用されやすいものであること。

### 3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条の規定による図書」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、新やまなしの教育振興プランを踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、生きる力を育むことができる内容や形式になっているか。

#### (1) 内容

- ① 内容が目標を達成させるために適切なものであること。
  - ・ 知識・理解を得させるために適切な配慮がされていること。
  - ・ 関心・意欲・態度を養うために適切な配慮がされていること。
  - ・ 基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
  - ・ 伝統・文化や環境についての学習が進められるよう配慮されていること。
- ② 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。
  - ・ それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
  - ・ 児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③ 内容の組織・配列・分量が適切であること。
  - ・ 意欲的な学習が展開できるよう配慮されていること。
- ④ 内容が地域の実態に応じ得るよう配慮されていること。
  - ・ 各地域の実態や児童生徒の生活に広く適応できるよう工夫されていること。

#### (2) 形式

- ① 表記や表現が適切であること。
  - ・ 表現が児童生徒にとって分かりやすいこと。
  - ・ 図形、挿絵、写真等が児童生徒にとって適切なものであること。
  - ・ 活字等の大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- ② 装丁が適切であること。
  - ・ 本の大きさ、紙質等が工夫されていること。
  - ・ 製本、装丁が丈夫であること。